

令和7年8月から令和8年7月までの就学援助のお知らせ



旭川市教育委員会

旭川市では、小・中学校への就学に当たり経済的にお困りの御家庭に、学用品費等や学校給食費など就学に要する費用の援助を行っております。援助を希望される方は、このお知らせを御覧の上申請を行ってください（生活保護を受給中の方は申請不要です。）。

1 援助を受けることができる世帯

次の(1)から(3)までのうち、いずれかに該当する場合に援助を受けることができます。

- (1) 生活保護が停止又は廃止された方（生活保護受給時と世帯構成に変更がない場合のみ）
- (2) 同居の方全員の市町村民税が非課税又は減免された方（学生や未就学児以外の同居の方全員）
- (3) 令和6年中の世帯員の合計所得が下表の基準所得額以下の方

人数	基準所得額	給与収入の目安額
2人	2,157,200円	3,198,000円
3人	2,542,400円	3,728,000円
4人	2,824,000円	4,080,000円
5人	3,156,800円	4,499,000円
6人	3,582,400円	5,031,000円
7人	4,008,000円	5,563,000円
8人	4,433,600円	6,095,000円
9人	4,864,300円	6,627,000円
10人	5,343,100円	7,159,000円

○ 人数について

申請に当たり同一世帯として扱い、家族及び同居者の状況（人数）に含める方は以下のとおりです。

- ・同居している 65歳未満の方。住民票上別世帯で家計が別の場合でも、実際に同居しているすべての方を含めます。
- ・同居している 65歳以上の方で児童生徒の保護者になっている方。
- ・同居している 65歳以上の方で児童生徒の保護者（申請者）の扶養に入っている方。
- ・二世帯住宅にお住まいの方で上記のいずれかに該当する方。
- ・同一生計の別居の学生、又は単身赴任中の方。
- ・別居しているが婚姻関係のある方（離婚調停中や裁判中でその旨がわかる書類の提出がある場合を除く。）。

○ 基準所得額について

家族及び同居者に含まれる方全員の令和6年の1年分の所得の合計額です。ただし、年金、傷病手当金、雇用保険給付金、退職金、生命保険金、お子様が学生である場合のアルバイト収入は含めません。

所得の確認方法は、会社員が会社から支払われる給与のみの方の場合、令和6年分源泉徴収票の「給与所得控除額の金額」の欄の額となります。自営業者や給与収入以外がある方は、令和6年確定申告書の所得金額等欄の「⑫合計」の額です。

○ 給与収入の目安額について

目安額は収入のある方が1人の場合の金額です。収入のある方の人数や金額によって変動する場合があります。

2 申請方法及び提出先

お子様が現在通っている学校（若しくは旭川市教育委員会学務課就学助成担当）へ申請書を提出してください。なお、以下の要件に該当する方は申請書のほか、添付書類が必要となります。

生活保護が停止又は廃止された方	(1) 生活廃止（停止）決定通知書の写し (2) 生活保護決定証明書の写し
令和7年1月1日時点で旭川市に住民票のない方	令和7年1月1日に住民票があった市町村から発行される「 <u>令和7年度 所得・課税証明書</u> 」（写し可）。

申請書は各学校に配置しているほか、旭川市ホームページから印刷用データをダウンロード出来ます。



3 申請書の提出期限及び審査結果の通知

申請の受付は随时受け付けています。審査結果は、審査作業が完了次第、学校を通じて文書でお知らせします。

4 援助内容の概要

※北海道教育大学附属旭川小・中学校は、通学費、医療費及び学校給食費は対象外。

費目 (支給時期予定)	支給内容	支給対象	支給額
学用品費等 (4-7月分…7月末 8-11月分…11月末 12-3月分…3月中旬)	・各教科及び特別活動の学習に必要な学用品の購入費 ・通常必要とする通学用品（靴、傘、上履き、帽子等）の購入費 ・学校外で行われる学校行事（社会見学等）の交通費、見学料 ・学校行事として行われる芸術鑑賞の見学料 上記に係る経費の一部を定額支給。	全員	年間合計額 *口座振込 小 15,500円 中 27,310円 3回に分けて支給
修学旅行費 (修学旅行終了後 2~3か月程度で清算)	交通費、宿泊料、食事代、見学料（体験学習の経費を含む。）及び均一に負担する必要経費（旅行取扱料金、負担一律の写真代、傷害保険料、添乗員経費、通信費、しおり代、荷物輸送料）の実費を支給。なお、修学旅行費の納入方法は、各学校で異なるため学校にお問合せ願います。	参加した児童生徒（小・中で各1回）	対象経費の実費 *概算払は学校長、精算払は保護者に口座振込
通学費 (1学期分…8月末 2学期分…1月末 3学期分…4月末)	公共交通機関（列車及びバス）を利用して、最も経済的な通常の経路・方法により通学する場合の交通費の実費相当額を支給。自己都合で学校指定変更した場合は対象外。なお、特別支援学級に通学、通級指導教室に通級する場合、距離は問いません。 ・小学校 片道4km以上（11～3月は片道2km以上） ・中学校 片道6km以上（11～3月は片道3km以上）	左記の条件を満たす児童生徒	列車代、バス代の実費相当額（各月最大ひと月の普通定期代）※口座振込
宿泊研修費 (1・2学期分…11月末 3学期分…3月中旬)	交通費、見学料（体験学習の経費を含む。）、その他の経費（しおり代、一律にかかる写真代、傷害保険料、夕食代、朝食代）の実費を支給。	参加した児童生徒（小・中で各1回）	対象経費の実費 *口座振込
新入学用品費 (2・3月中旬 又は5月下旬)	新入学児童生徒が、通常必要とする学用品（ランドセル、かばん、通学用服など）に係る経費の一部を定額支給。	小 認定日が4月末日までの新1年生 中 小学校6年生の3月に認定期間のある方 (4月までに他市町村から転入した中学1年生も対象となる場合あり)	小 54,790円 中 60,730円 *口座振込
体育実技用具費 (12月中旬)	スキー授業及びスケート授業を行っている学校の児童生徒に、スキー用具又はスケート用具の購入に係る経費の一部を定額支給。支給は小1～小3、小4～小6、中1～中3のそれぞれの期間内に1回（授業のない学年は対象となりませんので御注意ください。）	12月1日時点の認定者で、期限までに希望確認書（10月配付）を提出した者	スキー 小 26,500円 中 38,030円 スケート 11,810円 *口座振込
医療費 (医療券は随時発行)	トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、虫歯及び寄生虫病の治療費の自己負担分を、医療券に基づき支給。	学校に通院治療を事前に申し出した者	保険診療分に係る医療費の実費分 *医療機関に支払
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の全額 *保護者口座への入金はありません。	全員（長欠・欠食者は対象外）	実費分 *学校長に支払
PTA会費 (3月)	PTA活動に要する費用として保護者が一律に負担する額のうち、保護者負担額の実費を支給。	全員	実費（年間上限額）*口座振込 小 3,450円 中 4,260円
生徒会費 (3月)	中学校の生徒会費として保護者が一律に負担する額のうち、保護者負担額の実費を支給。	全員（中学生のみ）	実費（年間上限額） 5,550円 *口座振込
クラブ活動費 (7月)	中学校の部活動に加入している生徒の保護者が一律に負担する共通経費（部活動費、入部費、育成会費、後援会費等）の2分の1の額を支給。	5月末現在部活動に加入している生徒（中学生のみ）	実費（年間上限額） 5,000円 *口座振込

5 お願い・お知らせ

- 小学生と中学生のお子様がいる場合は、学校ごとに申請書を作成し、それぞれの学校に提出してください。
- 申請後に、世帯状況に変更が生じた場合は、速やかに学校又は教育委員会へ御連絡ください。変更の連絡が遅れた場合、認定廃止とともに就学援助費の返還を求めることがあります。
- 就学援助の認定に伴う放課後児童クラブ運営負担金の減免については、「子育て支援課 青少年・若者担当（電話：25-9127）」にお問合せください。
- 1の要件に該当しない方で、保護者の失業、病気等に伴い家計が急変し世帯収入が減少した場合、通常は前年の所得により審査を行うところ、申し出により当年の所得の見込額により審査を行っています（当年特別審査）。家計の急変状況により申請に必要となる書類が異なりますので、手続の詳細については問合せ先まで電話にて御連絡ください。

6 問合せ先

旭川市教育委員会 学校教育部学務課 就学助成担当 電話25-9117（直通）
※就学援助の申請や申請書の交付については通学している学校に御連絡ください。